

4月から
上下水道料金が
変わります！

昨年の広報たかしま8月1日号でもお知らせしましたように、4月1日から上下水道料金が変わります。

これは、上下水道事業が、市民の皆さんに均しく恩恵を受けていただいているにもかかわらず、その料金は、現在地域によって異なっており、市民の「受益と負担の公平・平等性」を確保するためには、速やかな上下水道料金の統一化が必要不可欠との判断から行うものです。昨年の3月定例議会で、「上水道」と「公共下水道」の使用料改正条例が、また、6月定例会において「簡易水道」と「農林業集落排水施設」の使用料改正条例が慎重審議により可決されました。これを受けて、今年4月以降のご使用分から、市内全域で使用料金を統一するものです。

4月からの上下水道料金は、次のようになります。

新しい料金体系は、皆さんの生活に欠かすことのできない上

下水道事業を、永続的に安定して運営する上で必要最低限の料金で、皆さんの負担を最小限にとどめるため、小口利用者の使用料に影響の少ない料金設定になっています。

(水道課・下水道課)

下水道使用料金表〈公共下水道および農林業集落排水〉

★水道水のみをご利用の場合 (2か月当たり・税抜き)

基本料金	一般・特定	使用水量		料 金
		20㎡まで	2,800円	
超過料金 (1㎡当たり)	一般排水	20㎡を超え 60㎡まで	160円	
		60㎡を超え 100㎡まで	170円	
		100㎡を超え 200㎡まで	180円	
		200㎡を超える量	190円	
	特定排水	1,500㎡を超える量	240円	

※特定排水とは、工場・事業所等から排出された1,500㎡を超える(2か月)排水です。
※下水道料金は、水道使用量に基づいて基本料金・超過料金の合計額に消費税相当額が加算されます。(10円未満切捨て)

★井戸水のみをご利用の場合

井戸水のみを利用し、メーターを設置されずに下水道に汚水を流される場合は、世帯人員等による「人頭数」で汚水量を算定し、下水道使用料金を請求させていただきます。この場合の使用料金は、2か月につき一人当たり17㎡を算定量とします。

(2か月当たり・税含む)

人頭数	算定量(㎡)	下水道使用料	人頭数	算定量(㎡)	下水道使用料
1人	17	2,940円	6人	102	17,170円
2人	34	5,290円	7人	119	20,390円
3人	51	8,140円	8人	136	23,600円
4人	68	11,080円	9人	153	26,810円
5人	85	14,120円	10人	170	30,030円

★水道水と井戸水などを併用してご利用の場合

上水道の使用量と8.5㎡×世帯人数×2か月で計算した水量とを比較して、どちらが多い方の水量を算定量として請求させていただきます。

(例) 3人家族の場合は、上記で計算した水量が51㎡となり、上水道の使用量が51㎡を超えている場合は上水道の使用量を、また、51㎡以下の場合には51㎡を算定量として下水道使用料金を請求させていただきます。

上下水道料金早見表

(2か月当たり・税含む)

使用水量(㎡)	上下水道料金(円)	水道料金(円)	下水道料金(円)
20まで	4,620	1,680	2,940
25	5,880	2,100	3,780
30	7,140	2,520	4,620
35	8,400	2,940	5,460
40	9,660	3,360	6,300
45	10,920	3,780	7,140
50	12,180	4,200	7,980
55	13,440	4,620	8,820
60	14,700	5,040	9,660
65	16,060	5,510	10,550
70	17,420	5,980	11,440
75	18,780	6,450	12,330
80	20,160	6,930	13,230
90	22,880	7,870	15,010
100	25,620	8,820	16,800
120	31,290	10,710	20,580
150	39,900	13,650	26,250
180	48,720	16,800	31,920
200	54,600	18,900	35,700
250	70,870	25,200	45,670

※この早見表は上水道を使用し、下水道に接続されている場合の早見表です。

※下水道未接続の場合は下水道料金がわかりませんが、法律により供用開始後3年以内に下水道へ接続することが義務付けられています。

※この早見表以上に使用されている場合やもっと詳しくお知りになりたい方は、上下水道部 ☎(22)6838 までお問い合わせください。

※使用料金は従来どおり2か月分をまとめて、水道料金は偶数月に、下水道料金は奇数月に請求(新料金での請求は水道料金が6月請求分・下水道料金が7月請求分)からさせていただきます。

4月1日から
高額療養費の支給
方法が変わります！



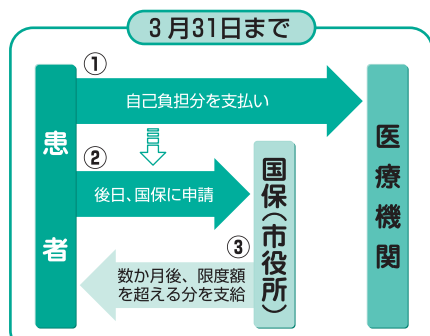
高額療養費は、これまで70歳未満の人の場合、自己負担分(医療費の3割または2割を全額負担し、あとから申請によって限度額を超えた分が支給されていきました。しかし、4月1日からは、「認定証」を医療機関で提示することで、病院窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

この支給方法は、平成14年からすでに70歳以上の人では実施していましたが、4月からは、70歳未満の人を対象となりますので、入院前には忘れず各支所住民課または市役所保険年金課で申請をしてください。

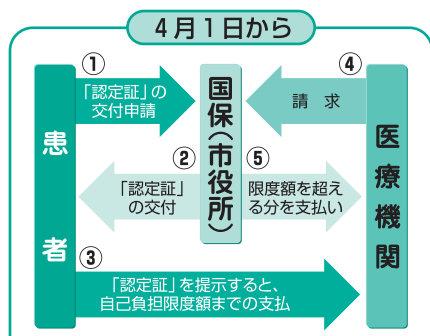
【申請時に必要なもの】

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑(認印)
- 標準負担額減額認定証(お持ちの方)

(保険年金課)



注) ただし、国民健康保険税を滞納している世帯はこれまでどおり、窓口で自己負担分を負担して、後から申請して支給を受ける形となります。



■外来や複数の医療機関への支払で限度額を超える場合はこれまでどおり後から申請して支給を受ける形となります

◆自己負担限度額は所得区分によって異なります！

所得区分	3回までの限度額	4回目以降の限度額(※2)
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者(※1)	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 同一世帯の全ての国保被保険者の基礎控除後の住民税の所得合計額が600万円を超える世帯
・所得の申告が未申告の方およびその方と同一世帯の方
※2 申請時の過去12か月間に同一世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合は多数該当となり、4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

社会保険に加入し、国保の資格喪失届をしていない方は、直ちに各支所住民課または市役所保険年金課まで届け出をお願いします！

【届け出に必要なもの】

- 現在お持ちの国保の保険証
- 加入している社会保険の保険証
- 印鑑(認印)

【ご注意ください】

国民健康保険高齢受給者証(肌色)、老人保健法医療受給者証(白色)、福祉医療費受給券(桃色もしくは白色)は、現在交付しているものを使用しますので廃棄しないようにご注意ください。

(保険年金課)

国民健康保険加入者の方へ
3月末に
国保保険証の
年度更新を行います!!

現在、お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は3月31日です。そのため、4月1日からは使えなくなります。

4月1日からの保険証は、3月末に世帯主へ郵送させていただきます。(古い保険証は、各自で廃棄していただくか、各支所住民課または市役所保険年金課へご返却ください。)

また、遠隔地用の保険証(マル遠・マル学)をお持ちで、4月1日以降も引き続き希望される方は手続きが必要です。次のものをご持参のうえ、新しい保険証がお手元に届いてから各支所住民課または市役所保険年金課まで手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】

- 新しい保険証
- 有効期限または発行年月日が平成19年4月1日以降の入所証明、学生証、在学証明書等
- 印鑑(認印)

※マル遠・マル学
・マル遠：同一世帯内の方の保険証で、施設入所等により遠隔地の方に交付している保険証
・マル学：住民票が高島市にない学生の方に交付している保険証